

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

### ○沖縄振興特別措置法

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八 (略)

九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一～十五 (略)

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であつて、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があつた場合においては、その内容に関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第三項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用する。

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)

第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

- し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。
- 2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標
    - 二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間
    - 三 産業高度化・事業革新措置の実施体制
    - 四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
  - 3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。
    - 二 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 5 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
  - 6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。
  - 7 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第三十五条の四 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三十五条の五 沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

（課税の特例）

第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

### ○沖縄振興特別措置法施行令

（産業高度化・事業革新促進事業）

第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。

- 一 機械修理業
- 二 デザイン業
- 三 機械設計業

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

- 四 経営コンサルタント業
- 五 エンジニアリング業
- 六 非破壊検査業
- 七 自然科学研究所
- 八 電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。）
- 九 商品検査業
- 十 計量証明業
- 十一 研究開発支援検査分析業

○沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

（法第三十七条に規定する総務省令で定める場合）

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
  - イ 租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号若しくは第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの
  - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの
- 二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 提出日から令和四年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
  - イ 第一号イに掲げるもの
  - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

○租税特別措置法

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第十二条

地区又は地域	事業	資産	割合
--------	----	----	----

## 【産業高度化・事業革新促進地域】 関連

一 沖縄振興特別措置法第三十五条の二 第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業 その他政令 で定める事業	機械及び装置、器具 及び備品（専ら開発 研究の用に供され るものその他の政 令で定めるもの に限る。）並びに工場 用の建物その他政 令で定める建物及 びその附属設備	百分の三十四（建物 及びその附属設備 については、百分の 二十）
二 （略）			
三 （略）			
四 （略）			

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

### 第四十五条

地区又は地域	事業	資産	割合
一 沖縄振興特別措置法第三十五条の二 第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業 その他政令 で定める事業	機械及び装置、器具 及び備品（専ら開発 研究の用に供され るものその他の政 令で定めるもの に限る。）並びに工場 用の建物その他政 令で定める建物及 びその附属設備	百分の三十四（建物 及びその附属設備 については、百分の 二十）
二 （略）			
三 （略）			
四 （略）			

### ○租税特別措置法施行令

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

#### 第六条の三

1～2（略）

3 法第十二条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業及び計量証明業とする。

4 法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。

一 製造の事業、自然科学研究所に属する事業及び計量証明業 次に掲げる器具及び備品

イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

二 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 前号ロに掲げる器具及び備品

5 法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物

二 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物

三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

- 四 デザイン業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物
- 五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物  
(特定地域における工業用機械等の特別償却)
- 第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
- 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設（以下この項において「新增設」という。）をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日）から令和四年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）
- 二～四（略）
- 2 法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
- 一 法第四十五条第一項の表の第一号から第三号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの
- イ 一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロ及び次号において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の取得価額（同令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品（法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置）で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの
- 二（略）
- 3 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業（次項第一号において「電気業」という。）及び計量証明業とする。
- 4 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。
- 一 製造の事業、自然科学研究所に属する事業、電気業及び計量証明業 次に掲げる器具及び備品
- イ 専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの
- ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
- 二 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 前号ロに掲げる器具及び備品
- 5 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。
- 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物
- 三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
- 四 デザイン業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物
- 五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

### 第五条の十四

#### 1～3 (略)

4 施行令第六条の三第七項第一号ロ及び法第十二条第一項の表の第四号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、次に掲げるものとする。

一 電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

二 デジタル交換設備（専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。次号において同じ。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。）

三 デジタルボタン電話設備（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。）

四 ICカード利用設備（ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダーライター、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

### 第二十条の四

#### 1～2 (略)

3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

二 デジタル交換設備（専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。次号において同じ。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。）

三 デジタルボタン電話設備（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。）

四 ICカード利用設備（ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダーライター、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）

## 【産業高度化・事業革新促進地域】関連

---

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十条の十六

1 (略)

2 施行令第二十八条の九第四項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。